

薬生食基発 0529 第 1 号
薬生食監発 0529 第 1 号
令和 5 年 5 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしく願います。

記

- 1 食品添加物分析法各条の「ジブチルヒドロキシトルエン」、「ブチルヒドロキシアニソール」、「没食子酸プロピル」、「食用赤色 2 号及びそのアルミニウムレーキ」、「食用赤色 3 号及びそのアルミニウムレーキ」、「食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ」、「食用赤色 102 号」、「食用赤色 104 号」、「食用赤色 105 号」、「食用赤色 106 号」、「食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ」、「食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ」、「食用緑色 3 号及びそのアルミニウムレーキ」、「食用青色 1 号及びそのアルミニウムレーキ」及び

「食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ」を削除し、別添 1 の「ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール及び没食子酸プロピル」、「食用タール色素」及び「スクラロース」の分析法を加える。

- 2 食品添加物分析法各条の「サッカリン及びサッカリンナトリウム」の名称を「サッカリン及びその塩類」に改めるとともに、対象とする添加物に「サッカリンカルシウム」を加え、その分析法について、別添 2 のとおり改める。
- 3 食品添加物分析法各条の「エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム及びエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム」、「亜硝酸ナトリウム」、「銅クロロフィル及び銅クロロフィリンナトリウム」、「アスパルテーム」、「アセスルファムカリウム」及び「プロピレングリコール」の分析法について、別添 3 のとおり改める。
- 4 食品添加物分析法各条の「硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム」の分析法を、第 7 章 発色剤の項から第 18 章 製造用剤等の項へ移し、その分析法について、別添 4 のとおり改める。
- 5 食品添加物分析法各条の「タール色素」の名称を「未指定酸性タール色素」に改めるとともに、対象とする添加物の例示として、オレンジ G、オレンジ II、ポンソー R、レッド 2 G を加え、オレンジ R N、ファストレッド E、ポンソー 6 R を削除し、その分析法について別添 5 のとおり改める。
- 6 食品添加物分析法各条の「サイクラミン酸及びサイクラミン酸ナトリウム、サイクラミン酸カルシウム」の名称を「サイクラミン酸及びその塩類」に、「TBHQ (tert -ブチルヒドロキノン)」の名称を「tert -ブチルヒドロキノン」に改めるとともに、その分析法を別添 6 のとおり改める。
- 7 本通知は、令和 5 年 5 月 29 日から適用すること。ただし、令和 6 年 5 月 28 日までの間は、なお従前の例によることができる。